

お客様各位

ジブラルタ生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社で実施している新型コロナウイルス感染症に係る宿泊施設や自宅での療養の特別取扱い（以下「みなし入院」）および同疾患による災害死亡保険金等のお支払対象を、2023年5月8日（月）以降は以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

1. 「みなし入院」による入院給付金等のお取扱いの終了について

当社では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては「みなし入院」をお支払対象とし、2022年9月26日以降は「みなし入院」のお支払対象を「重症化リスクの高い方」に限定しておりましたが、2023年5月7日（日）をもって「みなし入院」のお取扱いを終了します。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」のお支払対象となる方につきましては、2023年5月8日以降となってもご請求いただけます。

<ご参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース (新型コロナウイルス感染症 の陽性診断日)		2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊施設や 自宅で療養 された場合 (みなし入院)	重症化リスク の高い方(*)	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

(*) 重症化リスクの高い方とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」となります。

※自治体・保健所等で使用されている My HER-SYS（新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム）の療養証明書機能については、2023年9月末まで利用可能と厚生労働省より発表されております。2023年10月以降は「みなし入院」による入院給付金等をご請求いただくことが困難となる恐れがあることから、My HER-SYS の療養証明書機能をご利用のうえ、お早めにご請求をいただきますようお願いいたします。

2. 「みなし入院」の見直しの背景について

当社の医療保険の入院給付金等は、ご契約の保険約款において「医師による治療が必要」であり、「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り」「常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払する旨を定めております（下記の約款上の「入院」の定義をご参照ください）。

<ご参考>約款上の「入院」の定義

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

宿泊施設や自宅での療養は、約款上の「入院」の定義には該当しないものの、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下、感染症法）により「入院勧告・措置」等の対象であったことから、社会情勢等をふまえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等にみなす特別取扱いを実施してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症につきましては、2023 年 5 月 8 日から感染症法上の五類感染症に位置づけることとされました。これにより 2023 年 5 月 8 日以降は、感染症法上の「入院措置・勧告」等の対象ではなくなることから、「入院」と同等とみなすことができないため、今般、「みなし入院」のお取扱いを終了することといたしました。

なお、特段の事情により、2023 年 5 月 8 日の感染症法上の分類変更が予定どおりに行われず、本掲載内容に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

3. 災害死亡保険金等のお支払対象の変更について

感染症法上の分類変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は災害死亡保険金等をお支払いする商品における所定の感染症の対象外となりますので、個人保険・財形保険における災害死亡保険金等のお支払対象とするお取扱いも終了いたします。

以上